

# 2016 年 期 実務補習所 考査問題

## 【税に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

## <法人税>

**問** 甲株式会社(平成28年4月1日～平成29年3月31日)の受取配当金等の額は次のとおりである。以下の<資料>をよく読み、(1)～(4)の間に答えなさい。

なお、複数の計算方法がある場合は、甲株式会社の法人税額を最も少なくする有利な方法によること。

### <資料>

銘柄等	区分	配当等の計算期間	配当等の額
A株式	配当金	H27. 10. 1～H28. 9. 30	400,000円
B人格なき社団	分配金	H28. 1. 1～H28. 12. 31	200,000円
C株式	配当金	H28. 1. 1～H28. 12. 31	600,000円
D証券投資信託	収益分配金	H28. 1. 1～H28. 12. 31	350,000円
E株式	配当金	H28. 1. 1～H28. 12. 31	2,000,000円
F証券投資信託	収益分配金	H27. 10. 1～H28. 9. 30	500,000円
G株式	配当金	H27. 4. 1～H28. 3. 31	700,000円
H株式	配当金	H28. 1. 1～H28. 12. 31	800,000円
I出資	剰余金の分配	H27. 8. 1～H28. 7. 31	650,000円
J株式	配当金	H28. 1. 1～H28. 12. 31	1,500,000円

- ・ A株式は、内国法人A株式会社が発行する株式であり、甲株式会社は数年前から保有しており、その保有割合は8%である。
- ・ C株式は、数年前に内国法人C株式会社の発行済株式等を33%購入により取得したものであり、当期末までに元本の異動はない。
- ・ D証券投資信託は、特定株式投資信託(外国株価指数連動型以外)である。
- ・ E株式は、内国法人E株式会社が発行する株式であり、甲株式会社は数年前から保有しており、その保有割合は34%である。
- ・ F証券投資信託は、外貨建等証券投資信託である。
- ・ G株式の異動状況は次のとおりである。その基準日は毎年3月31日である。また、株式の保有割合は1%未満である。

平成27年12月31日現在持株数	15,000株
平成28年1月20日売却株数	5,000株
平成28年2月25日取得株数	20,000株
平成28年3月20日取得株数	5,000株
平成28年4月10日売却株数	10,000株
平成28年5月13日取得株数	15,000株
平成28年5月25日売却株数	5,000株
平成28年6月3日取得株数	5,000株
- ・ H株式は、X国に本店を有する外国法人H株式会社が発行する株式であり、甲株式会社は数年前にその発行済株式総数の25%を取得しており、取得後元本に異動はない。なお、H株式会社は特定外国子会社等には該当しない。また、配当金はH株式会社の所得の計算上、損金の額に算入されない。
- ・ I出資は、内国法人I協同組合に対するもの(その出資割合は、数年前より5%以下である)であり、剰余金の分配の額の内訳は出資分量配当金200,000円及び事業分量配当金450,000円である。
- ・ J株式は、内国法人J株式会社が発行する株式であり、甲株式会社は数年前にその発行済株式総数の40%を取得しており、平成28年10月1日に残りの60%を資本関係がない数社から取得し、発行済株式総数の100%を取得することになった。100%取得後元本に異動はない。

- ・甲株式会社の当期において費用計上した支払利子・割引料の内訳は次のとおりである。

① 固定資産の取得価額に算入した借入金利子	200,000円
② 受取手形の割引料	300,000円
③ 売上割引	100,000円
④ 取引先からの長期借入金（証書借入）の利子	400,000円
⑤ 社債の利子	600,000円
⑥ K銀行からの手形借入金の利子	500,000円

- ・甲株式会社は当期の控除負債利子額の計算方法として簡便法を選択した。基準年度における支払利子等の状況は次のとおりである。H28. 4. 1～H29. 3. 31 の支払利子は以下問の（2）の答えを用いることとする。

事業年度	支払利子の総額	原則法により計算した控除負債利子
H26. 4. 1～H27. 3. 31	2,300,000円	43,200円
H27. 4. 1～H28. 3. 31	2,500,000円	40,800円
H28. 4. 1～H29. 3. 31	円	61,800円

- (1) 益金に算入される短期所有株式等に係る配当等の額を答えなさい。
- (2) 控除負債利子の対象となる当期の支払利子を答えなさい。
- (3) 控除負債利子の額を答えなさい。
- (4) 以下の①～⑤の配当等の額につき、それぞれ益金不算入額を答えなさい。

なお、該当がなければ「－」と解答すること。

- ① 完全子法人株式等につき受ける配当等の額
- ② 関連法人株式等につき受ける配当等の額
- ③ 完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等以外の株式等につき受ける配当等の額
- ④ 非支配目的株式等につき受ける配当等の額
- ⑤ 外国子会社から受ける配当等の額

**問** 法人税法上の有価証券の区分等について、以下の文章の空欄①～⑤に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。

法人税法は、有価証券をその所有目的に応じて（ ① ）、（ ② ）、その他有価証券の3つに区分することとしている。

このうち、（ ② ）は、（ア）（ ③ ）の定めのある有価証券（（ ① ）に該当するものを除く。）のうち、その（ ③ ）まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券、または（イ）法人の特殊関係株主等がその法人の発行済株式の総数又は出資金額の（ ④ ）%以上に相当する数の株式又は出資を有する場合におけるその特殊関係株主等の有する株式又は出資をいう。

また、期末の評価方法については、（ ① ）は時価法を、（ ① ）以外の有価証券は（ ⑤ ）法を採用している。

問 以下の<資料>に基づいて、別表 16(1)、別表 16(2)及び別表 16(6)の空欄①～⑩に当てはまる数値を答えなさい。

<資料>

- ・株式会社A社はアパレル製造・販売業を営む資本金 5 億円の青色申告法人である。
- ・同社が当期末（平成 29 年 3 月 31 日）において保有している減価償却資産及び繰延資産は以下のとおりである。
- ・全ての資産は、取得と同時に事業の用に供している。
- ・償却限度額については、小数点以下は切捨て処理するものとする。

(保有資産)

資産 1 建物

鉄筋鉄骨 事務所用

取得年月日 平成 28 年 5 月 18 日

取得価額 666,000,000 円

償却方法 定額法

償却年数 50 年

当期減価償却費計上額 13,320,000 円

資産 2 器具及び備品

事務机 主として金属製のもの

取得年月日 平成 19 年 3 月 1 日

取得価額 220,000 円

償却方法 定率法

償却年数 15 年

期首会計上の帳簿価額 53,851 円

(前期から繰り越した償却超過額 934 円)

当期減価償却費計上額 7,000 円

資産 3 同業者団体等の加入金

加入年月日 平成 26 年 1 月 4 日

加入金額 9,000,000 円

償却方法 加入年月日に一括費用処理

償却年数 5 年

## ① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

			事業年度又は連結事業年度	28.4.1 29.3.31	法人名	株式会社A社
資産区分	種類	1	建物			合計
	構造	2	鉄骨鉄筋			
	細目	3	事務所			
	取得年月日	4	平28・5・18	・	・	・
	事業の用に供した年月	5	平28年5月	年 月	年 月	年 月
	耐用年数	6	50年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外 666,000,000 円	外 円	外 円	外 666,000,000 円
	圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引取得価額(7)-(8)	9	666,000,000			666,000,000
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	( ① )			( ① )
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△ ( ① )	外△	外△	外△ ( ① )
	損金に計上した当期償却額	14	13,320,000			13,320,000
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
	合計(13)+(14)+(15)	16	666,000,000			666,000,000
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	17	残存価額			
		18	差引取得価額×5% (9)×5/100			
	(16)>(18)の場合	19	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)			
		20	旧定額法の償却率			
		21	算出償却額 (19)×(20)	円	円	円
	(16)≤(18)の場合	22	増加償却額 (21)×割増率			
		23	計 ((21)+(22))又は((16)-(18))			
	24	算出償却額 ((18)-1円)×12/60				
	平成19年4月1日以後取得分	25	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	666,000,000		666,000,000
	26	定額法の償却率	0.020			
27	算出償却額 (25)×(26)	( ② ) 円	円	円	( ② ) 円	
28	増加償却額 (27)×割増率	( )	( )	( )	( )	
29	計 (27)+(28)	( ② )			( ② )	
当期分の償却限度額	30	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	( ② )			( ② )
	31	特には償却割増率に適用する租税特別措置法適用条項	( 条項 )	( 条項 )	( 条項 )	( 条項 )
		特別償却限度額	外 円	外 円	外 円	外 円
	32	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額				
33	合計 (30)+(32)+(33)	( ② )			( ② )	
34	当期償却額	13,320,000			13,320,000	
差引	35	償却不足額 (34)-(35)				
	36	償却超過額 (35)-(34)	( ③ )			( ③ )
償却超過額	37	前期からの繰越額	外	外	外	外
	38	償却不足によるもの				
		39	積立金取崩しによるもの			
	40	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	( ③ )			( ③ )
特別償却不足額	41	翌期に繰り越すべき償却不足額 (((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額)				
	42	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額				
	43	差引翌期への繰越額 (42)-(43)				
	44	翌期への繰越額の内訳	平 . . 平 . .			
45	当期分不足額					
46	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((36)-(39))と(32))のうち少ない金額)					
47	備考					

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	28 . 4 . 1 29 . 3 . 31	法人名	株式会社A社		
資産区分	種 類	1	器具及び備品			合 計		
	構 造	2	家具					
	細 目	3	事務机					
	取 得 年 月 日	4	平19・3・1	・ ・	・ ・	・ ・		
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5	平19年 3 月	年 月	年 月	年 月		
	耐 用 年 数	6	15 年	年	年	年		
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外 220,000 円	外 円	外 円	外 220,000 円		
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引取得価額(7)-(8)	9	220,000			220,000		
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	( ④ )			( ④ )		
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△ ( ④ )	外△	外△	外△ ( ④ )		
	損金に計上した当期償却額	14	( ⑤ )			( ⑤ )		
	前期から繰り越した償却超過額	15	外 934	外	外	外 934		
	合 計(13)+(14)+(15)	16	54,785			54,785		
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	18	54,785			54,785		
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	(16)>(19)の場合	差引取得価額×5%(9)×5/100	19				
			旧定率法の償却率	20	0.142			
			算出償却額(18)×(20)	21	7,779 円	円	円	7,779 円
			増加償却額(21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )
			計((21)+(22))又は((18)-(19))	23	7,779			7,779
	平成19年5月4月1日以後取得分	(26)<(28)の場合	(16)≤(19)	算出償却額((19)-1円)×12/60	24			
			定率法の償却率	25				
			調整前償却額(18)×(25)	26	円	円	円	円
			保証率	27				
			償却保証額(9)×(27)	28	円	円	円	円
			改定取得価額	29				
			改定償却率	30				
改定償却額(29)×(30)			31	円	円	円	円	
増加償却額((26)又は(31))×割増率	32	( )	( )	( )	( )			
計((26)又は(31))+(32)	33							
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)		34	7,779		7,779		
	特に償却割増率に制限する特別償却限度額	租税特別措置法適用条項	35	( 条 項 )	( 条 項 )	( 条 項 )		
		特別償却限度額	36	外 円	外 円	外 円		
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		37					
合 計(34)+(36)+(37)		38	7,779		7,779			
当期償却額		39	( ⑤ )		( ⑤ )			
差引	償却不足額(38)-(39)		40	( ⑥ )		( ⑥ )		
	償却超過額(39)-(38)		41					
償却超過額	当期損金	前期からの繰越額		42	外 934	外	外 934	
		償却不足によるもの		43	( ⑥ )		( ⑥ )	
		積立金取崩しによるもの		44				
		差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)		45	( ⑦ )		( ⑦ )	
特別償却不足額	翌期への内訳	翌期に繰越すべき特別償却不足額(((40)-(43))又は((36)+(37))のうち少ない金額)		46				
		当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		47				
		差引翌期への繰越額(46)-(47)		48				
		平 . . . 平 . . .		49				
当期分不足額		50						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額(((40)-(43))と(36)のうち少ない金額)		51						
備 考								

<b>① 繰延資産の償却額の計算に関する明細書</b>	事業年度又は連結事業年度	28 . 4 . 1 29 . 3 . 31	法人名	株式会社A社
-----------------------------	--------------	---------------------------	-----	--------

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書						
繰延資産の種類	1	同業者団体過入金				合 計
支出した年月	2	平26・1	・	・	・	・
支出した金額	3	9,000,000 円	円	円	円	9,000,000 円
償却期間の月数	4	60 月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5	12				
当期分の償却限度額 (3)×(5)	6	1,800,000 円	円	円	円	1,800,000 円
当期償却額	7					
差引	償却不足額	8	1,800,000			1,800,000
	償却超過額	9				
償却超過額	前期からの繰越額	10	外 ( ⑧ )	外	外	外 ( ⑧ )
	同上のうち当期損金認容額 (8)と(10)のうち少ない額	11	( ⑨ )			( ⑨ )
	翌期への繰越額 (9)+(10)-(11)	12	( ⑩ )			( ⑩ )

**II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書**

繰延資産の種類	13					合 計
支出した金額	14					
前期までに償却した金額	15	外	外	外	外	外
当期償却額	16					
期末現在の帳簿価額	17					

**問** 株式会社B社は家電量販店を営む資本金2億円の青色申告法人であるが、建築後40年を経過した中古建物を取得して、事業の用に供した。法定耐用年数を適用することは合理的ではなく、また、残存使用可能期間の見積りも困難なため、簡便法により残存耐用年数を見積もることとした。当該中古建物の耐用年数は何年となるか。以下(1)、(2)の問に答えなさい。

なお、改良費の支出はないものとする。

また、中古建物の概要は以下のとおりである。

- 鉄筋コンクリート造
- 事務所
- 法定耐用年数 50 年

(1) 当該中古建物の耐用年数は何年となるか。

年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記載すること。

(2) 法定耐用年数50年が経過していると仮定した場合の耐用年数は何年となるか。

なお、本問は法定耐用年数の全部が経過したと仮定する。

**問** 減価償却資産の取得価額には、原則としてその資産の購入代価、その付随費用及び事業の用に供するために直接要した費用が含まれるが、取得価額に含めないことができる費用がある。取得価額に算入しないことができる費用として、法人税基本通達で例示している費用を3つ答えなさい。

**問** 資料に基づき、ABC商事株式会社の第7期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）における課税所得を求め、以下の別表に従い答えなさい。

<資料>

1. 一般的事項

- ① ABC商事は内国法人であり、設立以来毎期連続して適法に青色申告による法人税の確定申告書を提出している。
- ② 資本金は、80,000,000円である。資本剰余金はない。
- ③ 当期純利益は、15,840,000円である。
- ④ 税効果会計は、適用していない。
- ⑤ 事業税には、地方法人特別税が含まれている。
- ⑥ 問題文中に記載のない事項（消費税を含む）は、考慮外とする。

2. 租税公課に関する事項

- ① 当期分の確定申告により納付することとなる法人税、住民税、事業税の見積額17,000,000円を納税充当金繰入として費用に計上した。
- ② 期中に納付した前期確定申告分法人税5,000,000円、前期確定申告分住民税1,100,000円及び前期確定申告分事業税1,800,000円の合計額7,900,000円については、前期において費用に計上した納税充当金を取崩す経理をした。
- ③ 当期に納付し費用に計上した租税公課は、次のとおりである。
  - (1) 当期中間申告分法人税 7,500,000円
  - (2) 当期中間申告分住民税 2,000,000円
  - (3) 当期中間申告分事業税 1,500,000円
  - (4) 預金利子に係る源泉所得税 75,000円（確定申告に際しては、税額控除処理を採用している。）
  - (5) 役員に対する給与について強制徴収を受けた源泉所得税 250,000円
  - (6) 上記(5)に対する延滞税 15,000円
  - (7) 上記(5)に対する不納付加算税 25,000円
  - (8) 印紙税（うち過怠税250,000円を含む。） 1,750,000円
  - (9) 固定資産税・都市計画税 7,500,000円
  - (10) 役員が業務外に犯した交通違反に課された交通反則金 70,000円



### 3. 交際費に関する事項

当期において損金経理により交際費勘定に計上した金額は 13,700,000 円であり、その内訳は次のとおりである。

- (1) 甲社を当社特約店とするための運動費用 4,500,000 円 なお、運動費用のうち 800,000 円は甲社に対して金銭を交付したものである。
- (2) 当社商品を購入した一般消費者に抽選により景品を交付した費用 850,000 円
- (3) 得意先を観劇に招待した費用 3,700,000 円
- (4) 当社倉庫内で業務上の事故により負傷した下請従業員に対して、当社従業員に準じて支給した見舞金品の費用 800,000 円
- (5) 当社の営業担当常務に年 1 回支給している渡切交際費の額 600,000 円 なお、この渡切交際費に関しては使途の報告は受けないことになっている。
- (6) 当社の特約店に専属するセールスマンの慰安旅行費用の当社負担額 700,000 円
- (7) 得意先を接待するために要した飲食費（1 人当たり 5,000 円） 450,000 円
- (8) 得意先との商談に際して供与した昼食代（通常供与される程度の食事である） 250,000 円
- (9) 得意先を接待して夜遅くなった従業員の帰宅に要したタクシー代 1,850,000 円

### 4. 役員給与に関する事項

役員給与の中に、役員賞与に該当する金額が 7,000,000 円ある。

### 5. 寄附金に関する事項

当期において損金経理した 6,000,000 円の内訳は一般寄附金 4,000,000 円と特定公益増進法人に対する寄附金 2,000,000 円である。

所得の金額の計算に関する明細書 別表

区分		総額	処分		
			留保	社外流出	
					①
当期利益又は当期欠損の額				配当	
				その他	
加算	損金の額に算入した法人税			/	
	損金の額に算入した道府県民税及び市町村民税			/	
	損金の額に算入した利子割額			/	
	損金の額に算入した納税充当金			/	
	損金の額に算入した附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金(延納分を除く)及び過怠税			/	
	交際費等の損金不算入額			/	
	役員給与の損金不算入額			/	
	小計			/	
減算	納税充当金から支出した事業税等の金額			/	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			/	
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			/	
	小計			/	
仮計				/	
寄附金の損金不算入額				/	
法人税額から控除される所得税額				/	
合計				/	
総計				/	
差引計				/	
所得金額又は欠損金額				/	

**問** 内国法人である B 株式会社は、名古屋市中区に本社を置く食料品卸売業を営む非同族会社である。当期（第 20 期：自平成 28 年 4 月 1 日至平成 29 年 3 月 31 日）の決算における作成途中の損益計算書（抜粋）、株主資本等変動計算書、その他所得の金額計算に必要な事項は＜資料＞に示すとおりである。

＜資料＞

1. 解答に当たっての注意事項

- (1) 税法上適用される方法が 2 つ以上定められている事項については、当期に納付すべき法人税額が最も小さくなる方法によること。
- (2) 解答に当たって補足すべき事項がある場合には、解答用紙に明記すること。
- (3) 問題には一部、実際の制度と整合しない項目があるが、その違いは考慮しないこと。
- (4) 復興所得特別税及び消費税は考慮しない。

2. 法人税等算出前の計算書類（抜粋）

(1) 損益計算書（抜粋）

（単位：円）

税引前当期純利益		70,420,000
法人税、住民税及び事業税	6,800,000	
法人税等調整額	0	6,800,000
当期純利益		63,620,000

(2) 株主資本等変動計算書

（単位：円）

	資本金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
期首残高	120,000,000	50,000,000	100,000,000	150,000,000
当期変動額				
別途積立金の積立			30,000,000	△ 30,000,000
当期純利益				63,620,000
当期変動額合計			30,000,000	33,620,000
期末残高	120,000,000	50,000,000	130,000,000	183,620,000

3. 期首現在の利益積立金および資本金等に関する事項

（前期の法人税申告書別表五（一）より）

利益積立金の額

（単位：円）

利益準備金	50,000,000
別途積立金	100,000,000
貸倒引当金	2,000,000
（短期）繰延税金資産	△ 1,440,000
繰越損益金	150,000,000
納税充当金	9,900,000
未納法人税	△ 5,500,000
未納道府県民税	△ 500,000
未納市町村民税	△ 1,100,000
差引合計額	303,360,000

#### 4. 租税公課の納付状況に関する事項

	確定納付	中間納付	源泉所得税
法人税	5,268,000	4,597,000	225,000
地方法人税	232,000	203,000	
(合計)	(5,500,000)	(4,800,000)	
住民税			
県民税	500,000	440,000	
市民税	1,100,000	960,000	
事業税	2,800,000	2,600,000	

- ・前期確定分は、未払法人税等（納税充当金）を取り崩して納付した。
- ・源泉所得税は受取利息1,500,000円に対するものである。
- ・中間納付した事業税のうち所得割以外の金額は「租税公課」に計上している。

#### 5. 貸倒引当金に関する事項

	期首残高	当期繰入額	当期取崩額	期末残高
貸倒引当金	2,000,000	500,000	—	2,500,000

- ・当期繰入額は差額繰入法によっている。
- ・当期において債権の貸倒れは発生しなかった。

#### 6. 交際費に関する事項

損益計算書の接待交際費勘定の金額は3,000,000円である（飲食費はない。）。

#### 7. 税効果会計に関する事項

前期末及び当期末の実効税率を30%としている。

#### 8. 税率

##### (1) 法人税

法人税：所得金額（千円未満切捨）に対して、23.4%

地方法人税：法人税額（千円未満切捨）に対して、4.4%

##### (2) 県民税（愛知県）

###### 法人道府県民税

均等割：年136,500円

法人税割：法人税額（地方法人税を含まない。千円未満切捨）に対して、4.0%

###### 法人事業税

所得割：年400万円以下の所得金額に対して、0.414%

年400万円を超え年800万円以下の所得金額に対して、0.665%

年800万円を超える所得金額（千円未満切捨）に対して、0.916%

付加価値割：付加価値額に対して、1.2144%

資本割：資本金および資本準備金に対して、0.506%

地方法人特別税：基準法人所得割額に対して、414.2%

基準法人所得割額とは、標準税率で計算された法人事業税所得割額をいう。

(標準税率)

年 400 万円以下の所得金額に対して、0.3%

年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額に対して、0.5%

年 800 万円を超える所得金額（千円未満切捨）に対して、0.7%

(3) 市民税（名古屋市）

法人市民税

均 等 割：年 380,000 円

法人税割：法人税額（地方法人税を含まない。千円未満切捨）に対して、  
11.495%

問 1 以下の問に答えなさい。

(1) <資料>を参照し、法人税、県民税、市民税、事業税の金額を計算しなさい。

(2) 未払法人税等を計上する仕訳を示しなさい。

なお、未払法人税等は、確定未払額と同額を計上すること。また、事業税のうち資本割、付加価値割は損益計算書上、「租税公課」とすること。

問 2 税効果会計に関する仕訳を答えなさい。

問 3 問 1 および問 2 の結果に基づき、以下の問に答えなさい。

(1) 損益計算書（一部）を修正しなさい。

修正後の損益計算書（部分）

(単位：円)

税引前当期純利益		( )
法人税・住民税及び事業税	( )	
法人税等調整額	( )	( )
当期純利益		( )

(2) 法人税申告書（別表一、別表一次葉、別表四、別表五（一）、別表五（二））を作成しなさい。

**<所得税>**

**問** 次の所得のうち、所得税の非課税所得となるものをア～エから全て選び、カタカナを答えなさい。

ア：損害保険契約に基づく満期返戻金及び解約返戻金

イ：傷病者や遺族が受ける恩給及び年金

ウ：相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる生命保険金

エ：卸売業を営む居住者A氏が、その商品に関して被った損失に対する損害賠償金

**問** 各種所得に関連する以下の記述のうち、不適切なものをア～エから 1つ選び、カタカナを記載するとともに、不適切な理由を答えなさい。

ア：退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。

イ：山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額（最高 50 万円）を控除した金額とする。

ウ：総合課税の譲渡所得の金額は、その年中の譲渡所得に係る総収入金額から取得費及び譲渡費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額（最高 50 万円）を控除した金額とする。

エ：給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から収入金額に応じた所定の給与所得控除額を差し引いた金額とする。

**問** 所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に関する次の記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、カタカナを答えなさい。

ア：公的年金等は雑所得とされ、公的年金等に係る雑所得の金額は、他の所得と総合して総所得金額を構成し、一律の税率により所得税が課税される。

イ：公的年金等とは、国民年金法、厚生年金保険法等に基づく公的年金などで構成される。

ウ：その年分の公的年金等に係る雑所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、原則としてその年において収入すべき金額に一定割合を乗じた金額とする。

エ：居住者が国内において公的年金等の支払を受ける場合には、その支払を受ける際に、所定の税率により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収される。

- 問** 居住者B氏の平成28年分の所得が以下のとおりである場合、所得税額を計算しなさい。  
 なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

不動産所得	1,000,000円
事業所得	1,200,000円
一時所得	900,000円
雑所得	400,000円

(注1) 所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	0円
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円

- 問** 次に掲げる所得控除の【語群】のうち、納税者（居住者）本人の課税標準の合計額がその所得控除における控除額の計算に影響を与えるものを全て選び、カタカナを答えなさい。

【語群】

ア：雑損控除	イ：医療費控除	ウ：社会保険料控除	エ：生命保険料控除
オ：寄附金控除	カ：障害者控除	キ：地震保険料控除	ク：配偶者控除

- 問** 所得税における医療費控除に関する次の記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、カタカナを答えなさい。

- ア：医療費控除とは、納税者本人のみのために医療費を支払った場合、その年中に支払った医療費の金額から保険金等により補填される金額を控除した金額が、年間10万円（総所得金額等が200万円未満の場合には、その金額の5%）を超える場合には、その超える金額（最高200万円まで）を所得金額から控除できる制度である。
- イ：通院のために使用した自家用車のガソリン代は、社会通念上妥当な範囲の金額であっても医療費控除の対象とならない。
- ウ：介護保険料は医療費控除の対象とならない。
- エ：困難な手術の成功などにより医師等に謝礼を支払った場合でも、当該謝礼は医療費控除の対象とならない。

**問** 住宅借入金等特別控除の適用要件に関する以下の記述のうち、不適切なものをア～エから 1つ 選び、カタカナを記載するとともに、不適切な理由を答えなさい。

ア：住宅借入金の償還期間は10年以上である必要がある。

イ：住宅等を取得してから6ヶ月以内に入居し、かつ、住宅借入金等特別控除の適用年の12月31日まで継続して居住する必要がある。

ウ：取得した家屋の床面積は50㎡以上であり、かつ、床面積の半分以上が居住用であることが必要である。

エ：控除を受ける年の合計所得金額は4,000万円以下である必要がある。

**問** 居住者C氏（青色申告者）は店舗を設けて個人事業としてスーパーマーケットを営む（小売業）とともに、貸家を保有している。以下の【資料】に基づき、C氏の平成28年分の個人事業に係る事業所得の計算上、必要経費に算入すべき営業費の額を計算しなさい。

**【資料】**

営業費8,393,000円のうちには以下のものが含まれている。但し、左記金額には平成28年中未払のものは含まれていない。

- |  |            |
|--|------------|
| (1) 固定資産税（平成28年第1期～第3期分の合計額）の支払額   | 75,000円    |
| 内訳は貸家に係るもの40%、店舗に係るもの50%、居住用家屋に係るもの10%である。また、平成28年第4期分25,000円は翌年2月に支払う予定である。 |            |
| (2) 倉庫用地として取得した土地に係る不動産取得税の支払額   | 40,000円    |
| なお、直ちに倉庫を建設して、商品の保管に供している。   |            |
| (3) 事業税の延滞金の支払額  | 16,000円    |
| (4) 前年分の所得税の納付額  | 1,300,000円 |
| (5) 交通違反の罰金の支払額  | 18,000円    |
| (6) 印紙の貼り忘れにより納付した過怠税  | 34,000円    |

**問** 以下の【資料】に基づき、居住者D氏の平成28年分の確定申告をすべき配当所得の金額を（申告不要とできるものがある場合には申告不要の金額を除く。）計算しなさい。

なお、申告不要とできるものがある場合には申告不要の金額も併せて記入しなさい。

**【資料】**

種類	収入金額
・甲株式会社（非上場）の配当	
配当計算期間6ヶ月のもの	50,000円
配当計算期間6ヶ月のもの	73,000円
・私募公社債等運用投資信託の収益の分配（源泉分離課税）	20,000円



## <相続税>

**問** 以下の文章を読み、空欄①～⑩に当てはまる適切な語句または数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、( ① ) であり、第二順位は直系尊属、第三順位は兄弟姉妹である。なお、被相続人の ( ② ) は、各血族相続人と並んで常に相続人となる (民 887、889、890)。
- (2) 法定相続人が配偶者と子の場合の配偶者の法定相続割合は ( ③ ) であり、法定相続人が配偶者と直系尊属のみの場合の配偶者の法定相続割合は、( ④ ) である。
- (3) 遺産の分割方法には、( ⑤ )、代償分割、( ⑥ )、共有とする分割の4種類がある。
- (4) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から ( ⑦ ) 以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (5) 各遺留分権利者には、法定相続割合に応じて原則としてその ( ⑧ )、ただし、直系尊属のみが相続人の場合には3分の1の遺留分が配分される。
- (6) 個人が個人に財産を遺贈した場合に受遺者が課せられる税金は ( ⑨ ) 税であり、個人が法人に財産を遺贈した場合に受遺者が課せられる税金が ( ⑩ ) 税である。

**問** 甲 (70 歳) には、長男の丙 (40 歳)、次男の丁 (38 歳) がおり、配偶者乙はすでに死亡している。あなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から以下 (1) ～ (4) の相談を受けた。それぞれ、どのように回答するか、答えなさい。

<現在 (平成 29 年 3 月 31 日) の甲の財産及び債務>

### 1. 甲の財産

- ・預金 2 億円
- ・非上場株式 1 億円
- ・自宅土地 1 億円
- ・自宅建物 0.5 億円
- ・生命保険金 (甲が被保険者・契約者、法定相続人が受取人) 0.5 億円
- ・墓地 0.05 億円

### 2. 甲の債務

- ・借入金 1 億円

- (1) 「仮に私 (甲) が現時点で死亡した場合の相続税額の総額は、いくらになるのでしょうか？」 (小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。)
- (2) 「贈与税の制度は二つあるように聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか？」
- (3) 「相続税が高額になりそうなので、今年 (平成 29 年) 中に、預金のうち 2000 万円を長男丙に贈与したいと考えているのですが、上記の (2) のそれぞれの制度に基づいて計算した場合に贈与税はいくらになるのでしょうか? なお、これまでに私は丙に贈与をしたことはありません。」
- (4) 「私の場合には、まだ 10 年は生きると思うので、10 年かけて 2 人に生前に贈与をしていきたいと考えているのですが、贈与税を払わずに財産を移転しようとした場合には、どちらの制度を利用した方が多く贈与できるのでしょうか?」

①相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
千円以下		千円
10,000	10%	—
30,000	15%	500
50,000	20%	2,000
100,000	30%	7,000
200,000	40%	17,000
300,000	45%	27,000
600,000	50%	42,000
千円超		
600,000	55%	72,000

②贈与税の速算表

ア. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合    イ. ア以外の場合

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
4,000	15%	100
6,000	20%	300
10,000	30%	900
15,000	40%	1,900
30,000	45%	2,650
45,000	50%	4,150
千円超		
45,000	55%	6,400

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
3,000	15%	100
4,000	20%	250
6,000	30%	650
10,000	40%	1,250
15,000	45%	1,750
30,000	50%	2,500
千円超		
30,000	55%	4,000

## <消費税>

**問** 次のア～オのうち、消費税法上、課税仕入れとされないものを1つ選びなさい。

- ア：従業員に対して支給するための制服を購入した。
- イ：従業員に通勤手当を支払った。
- ウ：学校に寄付するために時計を購入した。
- エ：ゴルフクラブにゴルフ会員権の預託金を支払った。
- オ：従業員の国内出張のため、旅費、日当（現地での宿泊代、交通費、食費などに使う）を支払った。

**問** 次のア～オのうち、消費税法上、課税取引とされるものを1つ選びなさい。

- ア：国内にある土地を駐車場用地としてコンビニエンスストアに譲渡し、その代金を受け取った。
- イ：土地の譲渡に係る仲介を行い、その手数料を受け取った。
- ウ：所有する株式を譲渡し、その対価を受け取った。
- エ：商品券を譲渡し、その対価を受け取った。
- オ：不動産業者から借りた居住用建物を社員の社宅として社員に貸し付け、社員から使用料を受け取った。

**問** 消費税の会計処理に関する次のア～オのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア：免税事業者は、税抜経理をすることが認められていない。
- イ：税込経理によっているときは、納付すべき消費税額は原則として、申告書提出日の属する事業年度において損金の額に算入される。
- ウ：税抜経理によっているときは、仮受消費税額等と仮払消費税額等及び納付すべき消費税額との間に差額が生じた場合には、その差額は申告書提出日の属する事業年度において、損金又は益金の額に算入する必要がある。
- エ：税込経理と税抜経理とでは損益計算に差が生じる。
- オ：税込経理方式を採用するか、税抜経理方式を採用するかは事業者の任意である。

**問** 消費税に関する次のア～オのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア：事業者は、課税資産の譲渡等がない課税期間においても、還付を受けるための申告書を提出することができる。
- イ：基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、簡易課税方式によって税額控除を行うことができる。
- ウ：免税事業者が行った仕入れについては、仕入税額控除はできない。
- エ：地方消費税譲渡割（平成29年分）の税率は25%である。
- オ：国内取引における納税義務者は、課税資産の譲渡等を行った事業者である。

**問** 消費税に関する次のア～オのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア：基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、免税事業者となり、消費税の申告納税の義務はない。
- イ：基準期間の課税売上高が 1 億円以下の事業者は、簡易課税制度によって税額控除を行わなければならない。
- ウ：原則課税方式の場合に、課税売上高が 5 億円以下で課税売上割合が 95%未満のときは、課税売上げに対する税額から控除する仕入税額について制限を受ける。
- エ：消費税の税率（平成 29 年分）は 6.3%であるが、このほかに地方消費税として 1.7%相当額の税が課せられ、事業者の申告と納付は、消費税と地方消費税を併せて行うこととされる。
- オ：非課税部分のうち、固定資産購入時に発生した繰延消費税等は、5 年にわたり均等償却される。

**問** 以下の【資料】に基づき、平成 29 年分の消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成しなさい。

**【資料】**

会計商店は、物品販売業を営む小売業者である。

- 平成 29 年分の所得は、小売業による事業所得以外にはない。
- 基準期間である平成 27 年分の課税売上高は、14,951,456 円である。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式で行っている。
- 平成 28 年は免税事業者であった。
- 平成 29 年分の所得税の決算額と特記事項は以下のとおりである。
  - ・ 損益計算書の売上（収入）金額は、18,556,000 円である。  
この売上金額には、課税取引にならないビール券の売上高 350,000 円が含まれている。
  - ・ 売上げに係る返品、値引きなどの金額があるが、それらの金額は売上金額から直接減額する方法で経理処理をしている。
- 平成 28 年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している。
- 中間納付税額はない。

## <地方税>

- 問** 1. 法人住民税に関する以下文章の空欄①～④に当てはまる適切な語句を答えなさい。
- ・ 法人住民税は、利子割、法人税割及び( ① )で構成される。
  - ・ 法人住民税の( ① )の税率は、事業年度末日現在の資本金等の額(一定の調整後の金額)と( ② )を比較して大きい金額、及び( ③ )で決定される。
  - ・ 2以上の道府県、市町村に事務所または事業所を有する法人の法人住民税に関する申告納付は、原則として、課税標準である法人税額を課税標準の算定期間(事業年度)の末日現在における関係道府県、市町村ごとの事務所または事業所の( ③ )に按分して分割した額を課税標準として関係道府県、市町村ごとに法人税割額を算定して、これに( ① )を加えて申告納付する。
  - ・ 法人住民税は、損益計算書に( ④ )として表示する。
2. 法人事業税及び固定資産税に関する以下文章の空欄⑤～⑧に当てはまる適切な語句を答えなさい。
- ・ 法人事業税の課税標準は、資本金の額が( ⑤ )を超える会社については付加価値割、( ⑥ )及び所得割の3種類である。
  - ・ 法人事業税の( ⑥ )の課税標準は、資本金等の額(一定の調整後の金額)と、( ② )の合計額を比較して、どちらか大きい方となる。
  - ・ 固定資産税の課税客体は固定資産であり、固定資産とは、土地、家屋及び( ⑦ )を総称する。また、固定資産税の賦課期日は( ⑧ )である。
- 問** 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、①収益配分額、②雇用安定控除額及び③課税標準となる付加価値額はいくらになるか答えなさい(下記条件以外を考慮する必要はない)。

(条件)

報酬給与額	1,500	百万円
支払利息	100	百万円
受取利息	300	百万円
支払賃借料	500	百万円
受取賃貸料	200	百万円
単年度損益	△560	百万円

<その他の税>

**問** 居住用財産の譲渡所得の課税について述べた以下文章の空欄①～④に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。また、a～bについては括弧内の適切と考える選択肢を選び答えなさい。

**【居住用財産の譲渡所得の課税】**

自分が住んでいたマイホーム（居住用財産）を売却して、一定の要件に当てはまるときは、長期譲渡所得の税額を通常の場合よりも低い税率で計算する軽減税率の特例を受けることができます。

適用要件は以下の通りです。

- (1) 日本国内にある自分が住んでいる家屋を売るか、家屋とともにその敷地を売ること。
- (2) 売った年の1月1日において売った家屋や敷地の所有期間がともに（ ① ）年を超えていること。
- (3) 売った年の前年及び前々年にこの特例を受けていないこと。
- (4) 売った家屋や敷地についてマイホームの買換えや交換の特例など他の特例を受けていないこと。
- (5) 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと。

税率は下表の通りです。

一般の長期譲渡所得		軽減税率の長期譲渡所得				
一律 15% (5%)	⇒	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px dashed black;">( ② ) 万円超</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">15% (5%)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">( ② ) 万円以下</td> <td style="text-align: right;">( ③ ) % (4%)</td> </tr> </table>	( ② ) 万円超	15% (5%)	( ② ) 万円以下	( ③ ) % (4%)
( ② ) 万円超	15% (5%)					
( ② ) 万円以下	( ③ ) % (4%)					

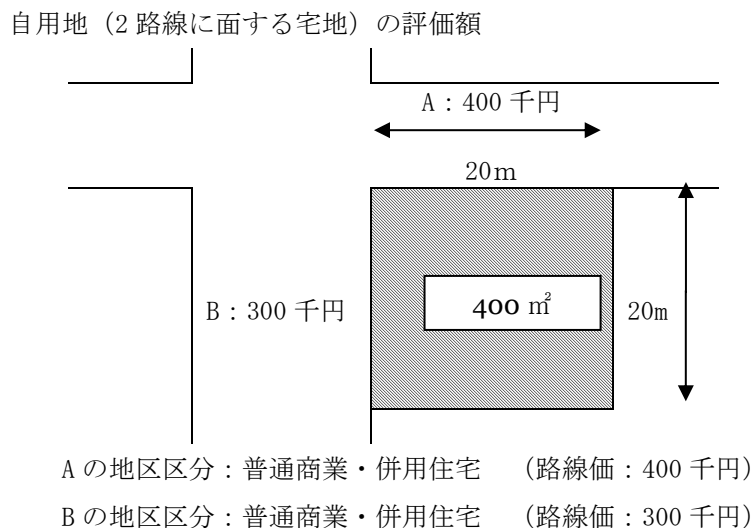
(注) 括弧書きは住民税の税率をあらわす。

なお、復興特別所得税として所得税額の2.1%が追加で課税される。

また、上記の軽減税率とは別に、居住用財産を譲渡したときは、所有期間の長短に関係なく a : ( 所得/税額 ) から最高 ( ④ ) 万円まで控除できる特例（特別控除）があります。

軽減税率と特別控除の適用は重ねて受けることが b : ( できます/できません ) 。

**問** 路線価方式による宅地の評価について、「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成 19 年分以降用）」を参考に、以下文章の空欄①～④に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。



**【評価額の算定】**

A と B のうち正面路線は（ ① ）で、その奥行価格補正率考慮後の路線価は（ ② ）円となる。

次に、側方路線影響加算額を算定する。側方路線の路線価に奥行価格補正率及び側方路線影響加算率を乗じて（ ③ ）円となる。

最後に正面路線価（ ② ）円と側方路線影響加算額（ ③ ）円及び地積 400 m<sup>2</sup>を乗じることで、この自用地の評価額は（ ④ ）円と算定される。

**問** 以下の資料 1～3 をもとに、相続税財産評価に関する基本通達に基づいて取引相場のない株式の評価を行う場合、それぞれの問に答えなさい。なお、平成 29 年 4 月 27 日の財産評価基本通達の改正事項は考慮しないものとする。

1. 当該評価対象会社の株式を評価する際の評価方法の選定に係る以下文章の空欄①～⑧に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。
2. 納税義務者が取得する株式の評価額を算定し、答えなさい。

**【評価方法の選定】**

取引相場のない株式の評価について、評価方式を選択するにあたっては、評価対象会社が、一般の評価会社であるか、特定の評価会社であるかを検討することになる。当該評価対象会社においては、一般の評価会社であることが明示されているため、一般の評価会社として評価を行う。



次に判断すべきは、納税義務者が当該評価対象会社の（①）に該当するかどうかを検討することになる。当該評価会社の課税時期（相続開始直後。以下同じ。）筆頭株主は、（②）であり、筆頭株主を中心とする同族関係者（筆頭株主グループという。以下同じ。）が有する議決権割合は（？）%である。

そもそも当該事例における納税義務者は（②）であり、納税義務者の課税時期における保有株式数は、（？）株、納税義務者を中心とする同族関係者が保有する株式数は（③）株であり、議決権割合は（？）%である。

当該評価対象会社は、筆頭株主グループの議決権割合が（？）%であるため、（①）のいる会社に該当し、また、納税義務者とその同族関係者の議決権割合が（？）%であるため、納税義務者は（①）に該当する。

続いて判断すべきは、（④）である。（④）の判定にあたっては、まず、従業員数を検討することとなる。評価対象会社は、従業員が71人であるが、継続勤務従業員以外のパート従業員が含まれており、調整が必要である。パート従業員の年間労働時間数は、23,789時間であり、当該時間数を（⑤）時間で除して継続勤務従業員以外の従業員数を算出する。結果、当該評価対象会社の従業員数は（？）人となり、100人以下であるので、次の項目の検討が必要となる。

当該評価対象会社の取引金額基準による判定では、業種が製造業であり、直前期末以前1年間の取引金額が、6.98億円であり、（？）に該当する。

当該評価対象会社の総資産価額は645,123千円であるが、減価償却累計額及び貸倒引当金の金額の両方が控除されている。ここで、（⑥）は加算する必要があるため、加算すると（？）千円となり、判定は（⑦）となる。従業員数による判定では、従業員数は（？）人であるため、判定は（？）となる。この判定は、総資産基準による判定と従業員数による判定のいずれか（？）となるため、ここでの判定は（⑦）となる。

取引金額基準と従業員数を加味した総資産基準の判定結果のいずれか（⑧）が選定されるため、当該評価対象会社の（④）は（⑦）となる。

#### 【資料1】相続の状況

㈱ABCの代表取締役会計一郎は、平成28年10月6日に死亡し、同人の持株は、すべて同人の長男である会計太郎が相続した。

#### 【資料2】㈱ABCの状況

##### (1) 法人の概要

- ①事業内容：製造業（100%）
- ②直近事業年度：平成28年3月31日
- ③資本金：100,000千円（近年増資は行っていない。）
- ④発行済株式総数：200,000株（すべて普通株式）
- ⑤期末従業員数：71人（役員を除く。パート22名を含む。なお、パートの年間労働時間の合計時間数は、23,789時間であった。）
- ⑥なお、当該会社は、特定の評価会社には該当しない。



(2) 株主の状況

課税時期直前の株主の状況は以下のとおりである。

氏名	続柄等	役職	株式数	備考
会計 一郎	—	代表取締役	70,000	
会計 和子	会計一郎の妻	—	8,600	
会計 太郎	会計一郎の長男	常務取締役	15,000	H28.10 代表取締役に就任
会計 次郎	会計一郎の弟	専務取締役	20,000	
補習 和雄	会計和子の兄	取締役	15,000	
考査 三郎	会計一郎の友人	取締役	15,000	H28.5 就任
試験 正夫	補習和雄の友人	元取締役	10,000	H28.5 退任
追試 治朗	—	監査役	10,000	
講義 太郎他	—	従業員 12 名	36,400	
計			200,000	

(3) 法人の決算等の概要（単位：千円）

①直前期貸借対照表資産の部合計：645,123 千円

但し、減価償却累計額及び貸倒引当金は直接控除している。

減価償却累計額の金額：55,223 千円、貸倒引当金の金額：2,470 千円

②直前期末以前 1 年間の取引金額は、698,120 千円であった。

(4) 会社財産の相続税評価額

財産評価基本通達に従って次の評価方式によって当該評価会社の株式の評価額を算出したところ、次のとおりとなった。

- ・類似業種比準方式による株価： 1,800 円/株
- ・純資産方式による株価： 2,600 円/株
- ・配当還元方式による株価： 200 円/株

【資料 3】 会社規模の判定表

① 取引金額基準

取 引 金 額			会 社 区 分
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	
80 億円以上	20 億円以上	20 億円以上	大会社
80 億円未満 ～50 億円以上	20 億円未満 ～12 億円以上	20 億円未満 ～14 億円以上	中会社の (大)
50 億円未満 ～25 億円以上	12 億円未満 ～6 億円以上	14 億円未満 ～7 億円以上	中会社の (中)
25 億円未満 ～2 億円以上	6 億円未満 ～6,000 万円以上	7 億円未満 ～8,000 万円以上	中会社の (小)
2 億円未満	6,000 万円未満	8,000 万円未満	小会社

② 従業員数を加味した総資産基準

総資産価額			従業員数			
			99人以下 50人超	50人以下 30人超	30人以下 5人超	5人以下
卸売業の会社	小売・サービス業 の会社	それ以外の 会社				
20億円以上	10億円以上	10億円以上	大会社			
20億円未満 14億円以上	10億円未満 7億円以上	10億円未満 7億円以上	中会社の (大)			
14億円未満 7億円以上	7億円未満 4億円以上	7億円未満 4億円以上		中会社の (中)		
7億円未満 7,000万円以上	4億円未満 4,000万円以上	4億円未満 5,000万円以上			中会社の (小)	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満				小会社

③ Lの割合

中会社			小会社
大	中	小	
0.9	0.75	0.6	0.5

以上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning